

勝山市上水道水質検査業務委託仕様書

第1（基本事項）

1. 目的

本業務委託は、浄水及び原水等の水質検査を目的とする。

2. 適用範囲

本仕様書は、福井県勝山市上下水道課（以下「発注者」という）が委託する「令和8年度勝山市上水道水質検査業務委託」に関し、発注者及び受注者が遵守すべき事項を示すものとする。

3. 業務の委託期間

契約締結日から令和9年3月26日までとする。

第2（一般事項）

1. 法令等の遵守

受注者は、本業務の遂行にあたり関係する法令等について、これを遵守する。

2. 機密の保持

受注者は、本業務の遂行上知り得た事項については、第三者に漏らしてはならない。

3. 履行場所 福井県勝山市内一円

4. 再委託の禁止

原則として、本業務の全部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

5. 手続き等

受注者は、業務の遂行上必要な手続き等は、受注者の負担で行う。

6. 疑義について

この仕様書に定めない事項及び疑問の生じた事項については、発注者、受注者協議のうえ決定すること。

第3（検査項目）

1. 検査項目及び検査頻度

別紙「令和8年度 上水道区域 水質検査一覧表」のとおりとする。

年間の検査検体数及び、月別検査検体数は原水の状況等により減少又は増加することがある。

2. 採水日程

詳細な採水の日程は契約締結後、担当職員と協議し決定する。なお、天候及びその他の都合により採水出来ない場合は、担当職員と受注者の間で協議を行い、再度日程を調整するものとする。

3. 試料容器の準備

(1) 受注者は、水質検査項目に対し、下表に示す採水容器を用意する。

水質検査項目	採水瓶の種類	採水容量 等	備考
鉛用	ポリエチレン瓶	100ml 以上（満水）	5L 用採水器具使用 速やかに硝酸添加
一般細菌・大腸菌	（指定なし）	120ml 以上	*ハイポ入り

揮発性有機化合物用	テフロン内張のネジロガラス瓶	40ml 以上 (満水)	*採水時、アスコルビン酸添加 速やかに、塩素添加
シアン用	(指定なし)	100ml 以上 (満水)	採水時、リン酸緩衝液添加
ホルムアルデヒド用	ガラス瓶	50ml 以上 (満水)	アセトンで事前洗浄し、乾燥 *採水時、ハイポ添加
金属類用	ポリエチレン瓶	Hg 用別に 20ml 以上 50ml 以上 (満水)	速やかに、硝酸添加
塩素酸用	(指定なし)	50ml 以上 (満水)	速やかに、EDA 添加
フェノール類用	ガラス瓶	500ml 以上 (満水)	アセトンで事前洗浄し、乾燥
ハロ酢酸用	テフロン内張のネジロガラス瓶	50ml 以上 (満水)	*採水時、アスコルビン酸添加
2-MB・ジェオスミン用	テフロン内張のネジロガラス瓶	500ml 以上 (満水)	*採水時、アスコルビン酸添加
非イオン界面活性剤用	ガラス瓶	150ml 以上 (満水)	*採水時、亜硫酸水槽ナトリウム添加
TOC・臭気・味用	ガラス瓶	300ml 以上 (満水)	
その他の項目用	(指定なし)	2L 以上 (満水)	

* 印の項は、原水の場合は不必要

(2) 採水容器の洗浄については、受注者の責任において充分に行う。

4. 採水方法等

(1) 給水栓、消火栓

①鉛：5L/分で5分間流水後、15分間滞留、その後5L/分で5L採水し、均一攪拌したものを試料とする。

②その他の項目：①がある場合には、引き続き試料を採水する。①がない場合には、①と同様に5分間流水後、採水を行う。

(2) 給水栓以外

採水栓が設置されていない原水の採水においては、ステンレス製等の採水器具（2L以上）と投込み用のロープ（10m程度）を用意し採水する。なお、検査用試料は、採水器具を十分に原水で共洗い後のものを使用する。

(3) 採水時に異常が認められた場合は、直ちに発注者にその内容を報告する。

5. 試料の運搬

試料は、クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して運搬する。ただし、検査機関までの搬入時間は、最初の試料採水後、告示法で12時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内とする。

6. 臨時の水質検査及び水質検査請求による水質検査

(1) 検査項目及び検査頻度

検査を行う項目については、発注者、受注者協議のうえ決定する。

(2) 採水日時及び採水地点

発注者が指定する日時、地点で採水を行う。

(3) 試料の運搬

試料は、クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して運搬する。ただし、検査機関までの搬入時間は、最初の試料採水後、告示法で12時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内とする。

第4（検査方法）

1. 水質検査等

(1) 検査方法

水質検査方法は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年7月22日厚生労働省告示第261号（最近改正を使用））」、残留塩素については、「水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成15年9月29日厚生労働省告示第318号（最近改正を使用））」、水温については、「上水試験方法」（最新版）に

より行う。

クリプトスポリジウム検査については、平成 19 年 3 月 30 日付け健水発第 0330006 号（最近改正を使用）のクリプトスポリジウム等の検査方法にて検査を実施することとする。

また、水道に供される水、水源の水及び飲用に供する井戸水以外の試料と前処理を含む同時分析を行わないものとする。

(2) 現場での測定

- ①水温、残留塩素等は現場で測定を行い、そのための計器、器具は受注者が準備をする。
- ②残留塩素については、5L/分で 5 分間流水直後に測定を実施する。残留塩素が検出されない場合は引き続き 5 分間流出させ実施する。
- ③採水時刻、採水場所及び採水者を表示した現場写真撮影を行う。また、試料採水後の採水瓶の一括撮影を行う。
- ④受注者の採水者は、作業の実施に当って身分証明書等を携帯し、発注者の請求に応じて提示しなくてはならない。

(3) 数値の取扱い

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について（厚生労働省水道課長通知 平成 15 年 10 月 10 日付健水発第 1010001 号（最近改正を使用）」に基づき実施する。

(4) 速報値の報告

- ①給水栓及び原水の水質検査結果については、採水日から一週間以内に一次報告を行う。
- ②水道法第 18 条に基づく水質検査結果については、発注者の指示する日までに報告する。
- ③水質検査結果が水質基準を超えた場合、又は前回調査時よりも著しく変化した場合は、水質検査項目ごとに直ちに発注者に連絡する。

(5) 再検査

発注者は、水質検査結果等に疑義が生じた場合は、再検査を指示することができるものとする。この場合の費用は発注者、受注者協議のうえ決定する。

(6) 器具類

水質検査に使用する器具類は、検査に影響を与えないよう十分に洗浄したうえで使用する。

(7) 報告書の作成

- ①報告書には検査結果、水質基準値、定量下限値及び検査方法を記載する。
- ②検査結果以外にも、分析日時及び分析を実施した検査員を示した書類、分析条件、検量線（相関係数も含む）、クロマトグラム並びに濃度計算書等を添付する。

2. 検査結果の信頼性確保

受注者は、次の各項目に留意して検査結果の信頼性確保に努め、発注者の要請に応じてその記録を速やかに提出する。

(1) 検査体制の整備

水質検査結果は、検査責任者等によるチェックを行い、記録する。

(2) 作業記録

- ①受注者は、実際の作業においても、標準作業書に沿った記録を行う。
- ②受注者は、日々実施した業務を作業日報として記録し、発注者の要請に応じてその記録を速やかに提示する。

(3) 機器の整備

受注者は、分析に使用する器具、機械及び装置について、その使用に支障がないように整備し、記録する。また、常に適正な分析値が得られるよう、機器の自主点検を徹底するとともに、必要な定期点検を遅滞なく受け、記録する。

(4) 内部精度管理の実施

内部精度管理項目として相応しい水質検査項目について、年に一回以上、及び検査担当者が変更するごとに実施し、記録する。

(5) 検査試料の保存及び廃棄

検査試料の保存期間は、その期間の短縮について発注者の指示又は了解があった場合を除いて、試料の採水日から1ヶ月間（土曜日、日曜日、祝祭日を含む）とし、廃棄日を記録する。保存期間終了後の検査試料は、関係法令を遵守して受注者が廃棄する。

(6) 検査結果算出過程に作成した試料の保存等

検査結果を得るための記録類は、その保存期間の短縮について発注者の指示及び了解があった場合を除き、5年間保存とする。

(7) 受注者への立入検査

上記(1)～(6)の事項及び設備状況等について確認するため、発注者（発注者から委嘱を受けた専門家を含む）は、随時に受注者への立入検査を実施できるものとする。

(8) クロスチェック

発注者は、指定した給水栓についてクロスチェックを行うことができる。この場合、受注者は、発注者が準備した採水容器にクロスチェック用の試料を通常の検査試料と同時に採水を行い、発注者に提出する。

3. 提出書類

(1) 一般事項

- ①業務完了届
- ②打合せ簿

(2) 水質検査関係

- ①採水ルート図
- ②検査項目の実施順序
- ③検査機関連絡体制表
- ④外部の精度管理資料
- ⑤内部の精度管理資料
- ⑥作業員名簿、健康診断書の写し
- ⑦作業日報
- ⑧水質検査結果一次報告書（各採水日から1週間以内）
- ⑨水質検査業務委託報告書（各採水日から3週間以内）

(3) 受注者は、指定の期日までに前項(1)に示す書類を作成し、発注者に提出する。尚、発注者が別途他の書類の提出を求めた場合は、当該書類を提出する。

(4) 受注者は、提出した書類に変更が生じたときは、直ちに変更した書類を発注者に提出する。ただし、提出期限等については、土、日曜日及び祝日は含まないものとする。

4. 安全管理

(1) 受注者は、本業務委託に係る事故の防止と安全確保のための必要な処置を講じること。

(2) 本業務委託施行中、交通の妨げとなる行為、又は公衆に迷惑を及ぼす行為等がないよう、交通及び保安上十分な注意を図ること。特に冬期における採水では、凍結防止のため車道及び歩道に水が残らないように努めること。

(3) 本業務委託施行中に事故が発生したときは、直ちに業務を中断して応急処置を講じるとともに、その拡大防止に努め、事故の原因、経過及び被害内容を発注者に報告すること。

5. 緊急時の対応

(1) 水質汚染事故等に係る緊急時の対応として、検査の受け入れは24時間体制をとること。

(2) 緊急時の水質検査結果は、試料到着後48時間以内で報告を行うこと。

(3) 緊急時には別紙「令和8年度 上水道区域 水質検査一覧表」以外の検査項目を増やすことがある。また、その時の検査料金は、別途支払うものとする。

6. その他

(1) 資料の提供

本業務委託に必要な資料は貸与する。受注者は資料が外部に漏洩しないよう管理し、作業完了後速やか

に発注者に返却すること。また、作業の便宜上、複写した場合は作業終了後速やかに処分すること。

(2) 打合せ

契約締結後、直ちに担当職員と打合せを行うこと。

片瀬配水区

(原水：立川水源 1箇所)

項 目	原水検査	浄水検査	項 目	原水検査	浄水検査
	検査 実施月	検査 実施月		検査 実施月	検査 実施月
1 一般細菌	6月	毎月	27 臭素酸		5, 8, 11, 3月
2 大腸菌	6月	毎月	28 総トリハロメタン		5, 8, 11, 3月
3 カドミウム及びその化合物	6月		29 トリクロロ酢酸		5, 8, 11, 3月
4 水銀及びその化合物	6月		30 ブロモジクロロメタン		5, 8, 11, 3月
5 セレン及びその化合物	6月		31 ブロモホルム		5, 8, 11, 3月
6 鉛及びその化合物	6月		32 ホルムアルデヒド		5, 8, 11, 3月
7 ヒ素及びその化合物	6月		33 亜鉛及びその化合物	6月	毎月
8 六価クロム化合物	6月	5, 8, 11, 3月	34 アルミニウム及びその化合物	6月	毎月
9 亜硝酸態窒素	6月	11月	35 鉄及びその化合物	6月	毎月
10 シアン化合物イオン及び塩化シアン	6月	5, 8, 11, 3月	36 銅及びその化合物	6月	毎月
11 硝酸態窒素及び亜硫酸態窒素	6月	11月	37 ナトリウム及びその化合物	6月	
12 フッ素及びその化合物	6月		38 マンガン及びその化合物	6月	毎月
13 ホウ素及びその化合物	6月		39 塩化物イオン	6月	毎月
14 四塩化炭素	6月		40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	6月	
15 1,4-ジオキサン	6月		41 蒸発残留物	6月	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	6月		42 陰イオン界面活性剤	6月	
17 ジクロロメタン	6月		43 ジェオスミン	6月	
18 テトラクロロエチレン	6月		44 2-メチルイソボルネオール	6月	
19 トリクロロエチレン	6月		45 非イオン界面活性剤	6月	
20 ベルフルオロオクタンスルホン酸及びベルフルオロオクタン酸		5, 8, 11, 3月	46 フェノール類	6月	
21 ベンゼン	6月		47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	6月	毎月
22 塩素酸		5, 8, 11, 3月	48 pH値	6月	毎月
23 クロロ酢酸		5, 8, 11, 3月	49 味		毎月
24 クロロホルム		5, 8, 11, 3月	50 臭気	6月	毎月
25 ジクロロ酢酸		5, 8, 11, 3月	51 色度	6月	毎月
26 ジブromokロロメタン		5, 8, 11, 3月	52 濁度	6月	毎月

水質管理目標

項 目	原水	浄水	項 目	原水	浄水
	検査 実施月	検査 実施月		検査 実施月	検査 実施月
1 アンチモン及びその化合物		8月	17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)		8月
2 ウラン及びその化合物		8月	18 マンガン及びその化合物		8月
3 ニッケル及びその化合物		8月	19 遊離炭酸		8月
4 亜硝酸態窒素		8月	20 1,1,1-トリクロロエタン		8月
5 1,2-ジクロロエタン		8月	21 メチル-t-ブチルエーテル		8月
6 (削除)			22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)		8月
7 (削除)			23 臭気強度(TON)		8月
8 トルエン		8月	24 蒸発残留物		8月
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)		8月	25 濁度		8月
10 亜塩素酸			26 pH値		8月
11 (削除)			27 腐食性(ランゲリア指数)		8月
12 二酸化塩素			28 従属栄養細菌		8月
13 ジクロロアセトニトリル		8月	29 1,1-ジクロロエチレン		8月
14 抱水クロラール		8月	30 アルミニウム及びその化合物		8月
15 農薬類(モリネート・シメトリン)		8月	31 ベルフルオロオクタンスルホン酸及びベルフルオロオクタン酸		
16 残留塩素					

指標菌

項 目	原水	浄水
	検査 実施月	検査 実施月
1 大腸菌(E. coli)	5, 8, 11, 3月	
2 嫌気性芽胞菌	5, 8, 11, 3月	

(レベル2)

平泉寺配水区

(原水：若猪野水源2号井、大渡水源 2箇所)

項 目	原水検査	浄水検査	項 目	原水検査	浄水検査
	検査 実施月	検査 実施月		検査 実施月	検査 実施月
1 一般細菌	6月	毎月	27 臭素酸		5.8.11.3月
2 大腸菌	6月	毎月	28 総トリハロメタン		5.8.11.3月
3 カドミウム及びその化合物	6月		29 トリクロロ酢酸		5.8.11.3月
4 水銀及びその化合物	6月		30 ブロモジクロロメタン		5.8.11.3月
5 セレン及びその化合物	6月		31 ブロモホルム		5.8.11.3月
6 鉛及びその化合物	6月		32 ホルムアルデヒド		5.8.11.3月
7 ヒ素及びその化合物	6月		33 亜鉛及びその化合物	6月	
8 六価クロム化合物	6月	5.8.11.3月	34 アルミニウム及びその化合物	6月	
9 亜硝酸態窒素	6月	11月	35 鉄及びその化合物	6月	
10 シアン化合物イオン及び塩化シアン	6月	5.8.11.3月	36 銅及びその化合物	6月	
11 硝酸態窒素及び亜硫酸態窒素	6月	11月	37 ナトリウム及びその化合物	6月	
12 フッ素及びその化合物	6月		38 マンガン及びその化合物	6月	
13 ホウ素及びその化合物	6月		39 塩化物イオン	6月	毎月
14 四塩化炭素	6月		40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	6月	
15 1,4-ジオキサン	6月		41 蒸発残留物	6月	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	6月		42 陰イオン界面活性剤	6月	
17 ジクロロメタン	6月		43 ジェオスミン	6月	
18 テトラクロロエチレン	6月		44 2-メチルイソボルネオール	6月	
19 トリクロロエチレン	6月		45 非イオン界面活性剤	6月	
20 ベルフルオロオクタンスルホン酸及びベルフルオロオクタン酸		5.8.11.3月	46 フェノール類	6月	
21 ベンゼン	6月		47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	6月	毎月
22 塩素酸		5.8.11.3月	48 pH値	6月	毎月
23 クロロ酢酸		5.8.11.3月	49 味		毎月
24 クロロホルム		5.8.11.3月	50 臭気	6月	毎月
25 ジクロロ酢酸		5.8.11.3月	51 色度	6月	毎月
26 ジブロモクロロメタン		5.8.11.3月	52 濁度	6月	毎月

水質管理目標

項 目	原水	浄水	項 目	原水	浄水
	検査 実施月	検査 実施月		検査 実施月	検査 実施月
1 アンチモン及びその化合物		8月	17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)		8月
2 ウラン及びその化合物		8月	18 マンガン及びその化合物		8月
3 ニッケル及びその化合物		8月	19 遊離炭酸		8月
4 亜硝酸態窒素		8月	20 1,1,1-トリクロロエタン		8月
5 1,2-ジクロロエタン		8月	21 メチル-t-ブチルエーテル		8月
6 (削除)			22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)		8月
7 (削除)			23 臭気強度(TON)		8月
8 トルエン		8月	24 蒸発残留物		8月
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)		8月	25 濁度		8月
10 亜塩素酸			26 pH値		8月
11 (削除)			27 腐食性(ランゲリア指数)		8月
12 二酸化塩素			28 従属栄養細菌		8月
13 ジクロロアセトニトリル		8月	29 1,1-ジクロロエチレン		8月
14 抱水クロラール		8月	30 アルミニウム及びその化合物		8月
15 農薬類(モリネート・シメトリン)		8月	31 ベルフルオロオクタンスルホン酸及びベルフルオロオクタン酸		
16 残留塩素					

指標菌

項 目	原水	浄水
	検査 実施月	検査 実施月
1 大腸菌(E. coli)	8月	
2 嫌気性芽胞菌	8月	

(レベル1)

雁ヶ原配水区

(原水：鴻谷水源、八萬水源 2箇所)

項 目	原水検査	浄水検査	項 目	原水検査	浄水検査
	検査 実施月	検査 実施月		検査 実施月	検査 実施月
1 一般細菌	6月	毎月	27 臭素酸		5, 8, 11, 3月
2 大腸菌	6月	毎月	28 総トリハロメタン		5, 8, 11, 3月
3 カドミウム及びその化合物	6月		29 トリクロロ酢酸		5, 8, 11, 3月
4 水銀及びその化合物	6月		30 ブロモジクロロメタン		5, 8, 11, 3月
5 セレン及びその化合物	6月		31 ブロモホルム		5, 8, 11, 3月
6 鉛及びその化合物	6月		32 ホルムアルデヒド		5, 8, 11, 3月
7 ヒ素及びその化合物	6月		33 亜鉛及びその化合物	6月	毎月
8 六価クロム化合物	6月	5, 8, 11, 3月	34 アルミニウム及びその化合物	6月	毎月
9 亜硝酸態窒素	6月	11月	35 鉄及びその化合物	6月	毎月
10 シアン化合物イオン及び塩化シアン	6月	5, 8, 11, 3月	36 銅及びその化合物	6月	毎月
11 硝酸態窒素及び亜硫酸態窒素	6月	11月	37 ナトリウム及びその化合物	6月	
12 フッ素及びその化合物	6月		38 マンガン及びその化合物	6月	毎月
13 ホウ素及びその化合物	6月		39 塩化物イオン	6月	毎月
14 四塩化炭素	6月		40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	6月	
15 1,4-ジオキサン	6月		41 蒸発残留物	6月	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	6月		42 陰イオン界面活性剤	6月	
17 ジクロロメタン	6月		43 ジェオスミン	6月	
18 テトラクロロエチレン	6月		44 2-メチルイソボルネオール	6月	
19 トリクロロエチレン	6月		45 非イオン界面活性剤	6月	
20 ベルフルオロオクタンスルホン酸及びベルフルオロオクタン酸		5, 8, 11, 3月	46 フェノール類	6月	
21 ベンゼン	6月		47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	6月	毎月
22 塩素酸		5, 8, 11, 3月	48 pH値	6月	毎月
23 クロロ酢酸		5, 8, 11, 3月	49 味		毎月
24 クロロホルム		5, 8, 11, 3月	50 臭気	6月	毎月
25 ジクロロ酢酸		5, 8, 11, 3月	51 色度	6月	毎月
26 ジプロモクロロメタン		5, 8, 11, 3月	52 濁度	6月	毎月

水質管理目標

項 目	原水	浄水	項 目	原水	浄水
	検査 実施月	検査 実施月		検査 実施月	検査 実施月
1 アンチモン及びその化合物		8月	17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)		8月
2 ウラン及びその化合物		8月	18 マンガン及びその化合物		8月
3 ニッケル及びその化合物		8月	19 遊離炭酸		8月
4 亜硝酸態窒素		8月	20 1,1,1-トリクロロエタン		8月
5 1,2-ジクロロエタン		8月	21 メチル-t-ブチルエーテル		8月
6 (削除)			22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)		8月
7 (削除)			23 臭気強度(TON)		8月
8 トルエン		8月	24 蒸発残留物		8月
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)		8月	25 濁度		8月
10 亜塩素酸			26 pH値		8月
11 (削除)			27 腐食性(ランゲリア指数)		8月
12 二酸化塩素			28 従属栄養細菌		8月
13 ジクロロアセトニトリル		8月	29 1,1-ジクロロエチレン		8月
14 抱水クロラール		8月	30 アルミニウム及びその化合物		8月
15 農薬類(モリネート・シメトリン)			31 ベルフルオロオクタンスルホン酸及びベルフルオロオクタン酸		
16 残留塩素					

指標菌・クリプトスポリジウム

項 目	原水	浄水
	検査 実施月	検査 実施月
1 大腸菌(E. coli)	毎月	
2 嫌気性芽胞菌	毎月	
3 クリプトスポリジウム	5, 8, 11, 3月	

※八萬水源のみ、鴻谷水源は5, 8, 11, 3月に検査
 ※八萬水源のみ、鴻谷水源は5, 8, 11, 3月に検査
 ※八萬水源のみ

(レベル3)

荒土配水区

(原水：細野新道水源 1箇所)

項 目	原水検査	浄水検査	項 目	原水検査	浄水検査
	検査 実施月	検査 実施月		検査 実施月	検査 実施月
1 一般細菌	6月	毎月	27 臭素酸		5, 8, 11, 3月
2 大腸菌	6月	毎月	28 総トリハロメタン		5, 8, 11, 3月
3 カドミウム及びその化合物	6月		29 トリクロロ酢酸		5, 8, 11, 3月
4 水銀及びその化合物	6月		30 ブロモジクロロメタン		5, 8, 11, 3月
5 セレン及びその化合物	6月		31 ブロモホルム		5, 8, 11, 3月
6 鉛及びその化合物	6月		32 ホルムアルデヒド		5, 8, 11, 3月
7 ヒ素及びその化合物	6月		33 亜鉛及びその化合物	6月	
8 六価クロム化合物	6月	5, 8, 11, 3月	34 アルミニウム及びその化合物	6月	
9 亜硝酸態窒素	6月	11月	35 鉄及びその化合物	6月	
10 シアン化合物イオン及び塩化シアン	6月	5, 8, 11, 3月	36 銅及びその化合物	6月	
11 硝酸態窒素及び亜硫酸態窒素	6月	11月	37 ナトリウム及びその化合物	6月	
12 フッ素及びその化合物	6月		38 マンガン及びその化合物	6月	
13 ホウ素及びその化合物	6月		39 塩化物イオン	6月	毎月
14 四塩化炭素	6月		40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	6月	
15 1,4-ジオキサン	6月		41 蒸発残留物	6月	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	6月		42 陰イオン界面活性剤	6月	
17 ジクロロメタン	6月		43 ジェオスミン	6月	
18 テトラクロロエチレン	6月		44 2-メチルイソボルネオール	6月	
19 トリクロロエチレン	6月		45 非イオン界面活性剤	6月	
20 ベルフルオロオクタンスルホン酸及びベルフルオロオクタン酸		5, 8, 11, 3月	46 フェノール類	6月	
21 ベンゼン	6月		47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	6月	毎月
22 塩素酸		5, 8, 11, 3月	48 pH値	6月	毎月
23 クロロ酢酸		5, 8, 11, 3月	49 味		毎月
24 クロロホルム		5, 8, 11, 3月	50 臭気	6月	毎月
25 ジクロロ酢酸		5, 8, 11, 3月	51 色度	6月	毎月
26 ジブromokロロメタン		5, 8, 11, 3月	52 濁度	6月	毎月

水質管理目標

項 目	原水	浄水	項 目	原水	浄水
	検査 実施月	検査 実施月		検査 実施月	検査 実施月
1 アンチモン及びその化合物		8月	17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)		8月
2 ウラン及びその化合物		8月	18 マンガン及びその化合物		8月
3 ニッケル及びその化合物		8月	19 遊離炭酸		8月
4 亜硝酸態窒素		8月	20 1,1,1-トリクロロエタン		8月
5 1,2-ジクロロエタン		8月	21 メチル-t-ブチルエーテル		8月
6 (削除)			22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)		8月
7 (削除)			23 臭気強度(TON)		8月
8 トルエン		8月	24 蒸発残留物		8月
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)		8月	25 濁度		8月
10 亜塩素酸			26 pH値		8月
11 (削除)			27 腐食性(ランゲリア指数)		8月
12 二酸化塩素			28 従属栄養細菌		8月
13 ジクロロアセトニトリル		8月	29 1,1-ジクロロエチレン		8月
14 抱水クロラール		8月	30 アルミニウム及びその化合物		8月
15 農薬類(モリネート・シメトリン)			31 ベルフルオロオクタンスルホン酸及びベルフルオロオクタン酸		
16 残留塩素					

指標菌

項 目	原水	浄水
	検査 実施月	検査 実施月
1 大腸菌(E. coli)	5, 8, 11, 3月	
2 嫌気性芽胞菌	5, 8, 11, 3月	

(レベル2)

法恩寺配水区

(原水：くらがり谷水源 1箇所)

項 目	原水検査	浄水検査	項 目	原水検査	浄水検査
	検査 実施月	検査 実施月		検査 実施月	検査 実施月
1 一般細菌	6月	毎月	27 臭素酸		5, 8, 11, 3月
2 大腸菌	6月	毎月	28 総トリハロメタン		5, 8, 11, 3月
3 カドミウム及びその化合物	6月		29 トリクロロ酢酸		5, 8, 11, 3月
4 水銀及びその化合物	6月		30 ブロモジクロロメタン		5, 8, 11, 3月
5 セレン及びその化合物	6月		31 ブロモホルム		5, 8, 11, 3月
6 鉛及びその化合物	6月		32 ホルムアルデヒド		5, 8, 11, 3月
7 ヒ素及びその化合物	6月		33 亜鉛及びその化合物	6月	
8 六価クロム化合物	6月	5, 8, 11, 3月	34 アルミニウム及びその化合物	6月	
9 亜硝酸態窒素	6月	11月	35 鉄及びその化合物	6月	
10 シアン化合物イオン及び塩化シアン	6月	5, 8, 11, 3月	36 銅及びその化合物	6月	
11 硝酸態窒素及び亜硫酸態窒素	6月	11月	37 ナトリウム及びその化合物	6月	
12 フッ素及びその化合物	6月		38 マンガン及びその化合物	6月	
13 ホウ素及びその化合物	6月		39 塩化物イオン	6月	毎月
14 四塩化炭素	6月		40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	6月	
15 1,4-ジオキサン	6月		41 蒸発残留物	6月	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	6月		42 陰イオン界面活性剤	6月	
17 ジクロロメタン	6月		43 ジェオスミン	6月	
18 テトラクロロエチレン	6月		44 2-メチルイソボルネオール	6月	
19 トリクロロエチレン	6月		45 非イオン界面活性剤	6月	
20 ベルフルオロオクタンスルホン酸及びベルフルオロオクタン酸		5, 8, 11, 3月	46 フェノール類	6月	
21 ベンゼン	6月		47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	6月	毎月
22 塩素酸		5, 8, 11, 3月	48 pH値	6月	毎月
23 クロロ酢酸		5, 8, 11, 3月	49 味		毎月
24 クロロホルム		5, 8, 11, 3月	50 臭気	6月	毎月
25 ジクロロ酢酸		5, 8, 11, 3月	51 色度	6月	毎月
26 ジブromoklorometan		5, 8, 11, 3月	52 濁度	6月	毎月

水質管理目標

項 目	原水	浄水	項 目	原水	浄水
	検査 実施月	検査 実施月		検査 実施月	検査 実施月
1 アンチモン及びその化合物		8月	17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)		8月
2 ウラン及びその化合物		8月	18 マンガン及びその化合物		8月
3 ニッケル及びその化合物		8月	19 遊離炭酸		8月
4 亜硝酸態窒素		8月	20 1,1,1-トリクロロエタン		8月
5 1,2-ジクロロエタン		8月	21 メチル-t-ブチルエーテル		8月
6 (削除)			22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)		8月
7 (削除)			23 臭気強度(TON)		8月
8 トルエン		8月	24 蒸発残留物		8月
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)		8月	25 濁度		8月
10 亜塩素酸			26 pH値		8月
11 (削除)			27 腐食性(ランゲリア指数)		8月
12 二酸化塩素			28 従属栄養細菌		8月
13 ジクロロアセトニトリル		8月	29 1,1-ジクロロエチレン		8月
14 抱水クロラール		8月	30 アルミニウム及びその化合物		8月
15 農薬類(モリネート・シメトリン)			31 ベルフルオロオクタンスルホン酸及びベルフルオロオクタン酸		
16 残留塩素					

指標菌・クリプトスポリジウム

項 目	原水	浄水
	検査 実施月	検査 実施月
1 大腸菌(E. coli)	毎月	
2 嫌気性芽胞菌	毎月	
3 クリプトスポリジウム	5, 8, 11, 3月	

(レベル3)

鹿谷配水区

(原水：鹿谷水源 1箇所)

項 目	原水検査	浄水検査	項 目	原水検査	浄水検査
	検査 実施月	検査 実施月		検査 実施月	検査 実施月
1 一般細菌	6月	毎月	27 臭素酸		5.8.11.3月
2 大腸菌	6月	毎月	28 総トリハロメタン		5.8.11.3月
3 カドミウム及びその化合物	6月		29 トリクロロ酢酸		5.8.11.3月
4 水銀及びその化合物	6月		30 ブロモジクロロメタン		5.8.11.3月
5 セレン及びその化合物	6月		31 ブロモホルム		5.8.11.3月
6 鉛及びその化合物	6月		32 ホルムアルデヒド		5.8.11.3月
7 ヒ素及びその化合物	6月		33 亜鉛及びその化合物	6月	
8 六価クロム化合物	6月	5.8.11.3月	34 アルミニウム及びその化合物	6月	
9 亜硝酸態窒素	6月	11月	35 鉄及びその化合物	6月	
10 シアン化合物イオン及び塩化シアン	6月	5.8.11.3月	36 銅及びその化合物	6月	
11 硝酸態窒素及び亜硫酸態窒素	6月	11月	37 ナトリウム及びその化合物	6月	
12 フッ素及びその化合物	6月		38 マンガン及びその化合物	6月	
13 ホウ素及びその化合物	6月		39 塩化物イオン	6月	毎月
14 四塩化炭素	6月		40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	6月	
15 1,4-ジオキサン	6月		41 蒸発残留物	6月	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	6月		42 陰イオン界面活性剤	6月	
17 ジクロロメタン	6月		43 ジェオスミン	6月	
18 テトラクロロエチレン	6月		44 2-メチルイソボルネオール	6月	
19 トリクロロエチレン	6月		45 非イオン界面活性剤	6月	
20 ベルフルオロオクタンスルホン酸及びベルフルオロオクタン酸		5.8.11.3月	46 フェノール類	6月	
21 ベンゼン	6月		47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	6月	毎月
22 塩素酸		5.8.11.3月	48 pH値	6月	毎月
23 クロロ酢酸		5.8.11.3月	49 味		毎月
24 クロロホルム		5.8.11.3月	50 臭気	6月	毎月
25 ジクロロ酢酸		5.8.11.3月	51 色度	6月	毎月
26 ジブロモクロロメタン		5.8.11.3月	52 濁度	6月	毎月

水質管理目標

項 目	原水	浄水	項 目	原水	浄水
	検査 実施月	検査 実施月		検査 実施月	検査 実施月
1 アンチモン及びその化合物		8月	17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)		8月
2 ウラン及びその化合物		8月	18 マンガン及びその化合物		8月
3 ニッケル及びその化合物		8月	19 遊離炭酸		8月
4 亜硝酸態窒素		8月	20 1,1,1-トリクロロエタン		8月
5 1,2-ジクロロエタン		8月	21 メチル-t-ブチルエーテル		8月
6 (削除)			22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)		8月
7 (削除)			23 臭気強度(TON)		8月
8 トルエン		8月	24 蒸発残留物		8月
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)		8月	25 濁度		8月
10 亜塩素酸			26 pH値		8月
11 (削除)			27 腐食性(ランゲリア指数)		8月
12 二酸化塩素			28 従属栄養細菌		8月
13 ジクロロアセトニトリル		8月	29 1,1-ジクロロエチレン		8月
14 抱水クロラール		8月	30 アルミニウム及びその化合物		8月
15 農薬類(モリネート・シメトリン)		8月	31 ベルフルオロオクタンスルホン酸及びベルフルオロオクタン酸		
16 残留塩素					

指標菌

項 目	原水	浄水
	検査 実施月	検査 実施月
1 大腸菌(E. coli)	5.8.11.3月	
2 嫌気性芽胞菌	5.8.11.3月	

木根橋配水区

(原水：木根橋水源 1箇所)

項	目	原水検査	浄水検査	項	目	原水検査	浄水検査
		検査 実施月	検査 実施月			検査 実施月	検査 実施月
1	一般細菌	6月	毎月	27	臭素酸		5, 8, 11, 3月
2	大腸菌	6月	毎月	28	総トリハロメタン		5, 8, 11, 3月
3	カドミウム及びその化合物	6月	11月	29	トリクロロ酢酸		5, 8, 11, 3月
4	水銀及びその化合物	6月	11月	30	ブロモジクロロメタン		5, 8, 11, 3月
5	セレン及びその化合物	6月	11月	31	ブロモホルム		5, 8, 11, 3月
6	鉛及びその化合物	6月	11月	32	ホルムアルデヒド		5, 8, 11, 3月
7	ヒ素及びその化合物	6月	11月	33	亜鉛及びその化合物	6月	11月
8	六価クロム化合物	6月	5, 8, 11, 3月	34	アルミニウム及びその化合物	6月	11月
9	亜硝酸態窒素	6月	11月	35	鉄及びその化合物	6月	11月
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	6月	5, 8, 11, 3月	36	銅及びその化合物	6月	11月
11	硝酸態窒素及び亜硫酸態窒素	6月	11月	37	ナトリウム及びその化合物	6月	11月
12	フッ素及びその化合物	6月	11月	38	マンガン及びその化合物	6月	11月
13	ホウ素及びその化合物	6月	11月	39	塩化物イオン	6月	毎月
14	四塩化炭素	6月	11月	40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	6月	11月
15	1,4-ジオキサン	6月	11月	41	蒸発残留物	6月	11月
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	6月	11月	42	陰イオン界面活性剤	6月	11月
17	ジクロロメタン	6月	11月	43	ジエオスミン	6月	11月
18	テトラクロロエチレン	6月	11月	44	2-メチルイソボルネオール	6月	11月
19	トリクロロエチレン	6月	11月	45	非イオン界面活性剤	6月	11月
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸		5, 8, 11, 3月	46	フェノール類	6月	11月
21	ベンゼン	6月		47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	6月	毎月
22	塩素酸		5, 8, 11, 3月	48	pH値	6月	毎月
23	クロロ酢酸		5, 8, 11, 3月	49	味		毎月
24	クロロホルム		5, 8, 11, 3月	50	臭気	6月	毎月
25	ジクロロ酢酸		5, 8, 11, 3月	51	色度	6月	毎月
26	ジブロモクロロメタン		5, 8, 11, 3月	52	濁度	6月	毎月

水質管理目標

項	目	原水	浄水	項	目	原水	浄水
		検査 実施月	検査 実施月			検査 実施月	検査 実施月
1	アンチモン及びその化合物		8月	17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		8月
2	ウラン及びその化合物		8月	18	マンガン及びその化合物		8月
3	ニッケル及びその化合物		8月	19	遊離炭酸		8月
4	亜硝酸態窒素		8月	20	1,1,1-トリクロロエタン		8月
5	1,2-ジクロロエタン		8月	21	メチル-tert-ブチルエーテル		8月
6	(削除)			22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)		8月
7	(削除)			23	臭気強度(TON)		8月
8	トルエン		8月	24	蒸発残留物		8月
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)		8月	25	濁度		8月
10	亜塩素酸			26	pH値		8月
11	(削除)			27	腐食性(ランゲリア指数)		8月
12	二酸化塩素			28	従属栄養細菌		8月
13	ジクロロアセトニトリル		8月	29	1,1-ジクロロエチレン		8月
14	抱水クロラール		8月	30	アルミニウム及びその化合物		8月
15	農薬類(モリネート・シメトリン)			31	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸		
16	残留塩素						

指標菌

項	目	原水	浄水
		検査 実施月	検査 実施月
1	大腸菌(E. coli)	毎月	
2	嫌気性芽胞菌	毎月	
3	クリプトスポリジウム	5, 8, 11, 3月	

(レベル3)

谷配水区

(原水：谷水源 1箇所)

項 目	原水検査	浄水検査	項 目	原水検査	浄水検査
	検査 実施月	検査 実施月		検査 実施月	検査 実施月
1 一般細菌	6月	毎月	27 臭素酸		5, 8, 11, 3月
2 大腸菌	6月	毎月	28 総トリハロメタン		5, 8, 11, 3月
3 カドミウム及びその化合物	6月		29 トリクロロ酢酸		5, 8, 11, 3月
4 水銀及びその化合物	6月		30 ブロモジクロロメタン		5, 8, 11, 3月
5 セレン及びその化合物	6月		31 ブロモホルム		5, 8, 11, 3月
6 鉛及びその化合物	6月		32 ホルムアルデヒド		5, 8, 11, 3月
7 ヒ素及びその化合物	6月		33 亜鉛及びその化合物	6月	
8 六価クロム化合物	6月	5, 8, 11, 3月	34 アルミニウム及びその化合物	6月	
9 亜硝酸態窒素	6月	11月	35 鉄及びその化合物	6月	
10 シアン化合物イオン及び塩化シアン	6月	5, 8, 11, 3月	36 銅及びその化合物	6月	
11 硝酸態窒素及び亜硫酸態窒素	6月	11月	37 ナトリウム及びその化合物	6月	
12 フッ素及びその化合物	6月		38 マンガン及びその化合物	6月	
13 ホウ素及びその化合物	6月		39 塩化物イオン	6月	毎月
14 四塩化炭素	6月		40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	6月	
15 1,4-ジオキサン	6月		41 蒸発残留物	6月	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	6月		42 陰イオン界面活性剤	6月	
17 ジクロロメタン	6月		43 ジェオスミン	6月	
18 テトラクロロエチレン	6月		44 2-メチルイソボルネオール	6月	
19 トリクロロエチレン	6月		45 非イオン界面活性剤	6月	
20 ベルフルオロオクタンスルホン酸及びベルフルオロオクタン酸		5, 8, 11, 3月	46 フェノール類	6月	
21 ベンゼン	6月		47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	6月	毎月
22 塩素酸		5, 8, 11, 3月	48 pH値	6月	毎月
23 クロロ酢酸		5, 8, 11, 3月	49 味		毎月
24 クロロホルム		5, 8, 11, 3月	50 臭気	6月	毎月
25 ジクロロ酢酸		5, 8, 11, 3月	51 色度	6月	毎月
26 ジブromokロロメタン		5, 8, 11, 3月	52 濁度	6月	毎月

水質管理目標

項 目	原水	浄水	項 目	原水	浄水
	検査 実施月	検査 実施月		検査 実施月	検査 実施月
1 アンチモン及びその化合物		8月	17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)		8月
2 ウラン及びその化合物		8月	18 マンガン及びその化合物		8月
3 ニッケル及びその化合物		8月	19 遊離炭酸		8月
4 亜硝酸態窒素		8月	20 1,1,1-トリクロロエタン		8月
5 1,2-ジクロロエタン		8月	21 メチル-t-ブチルエーテル		8月
6 (削除)			22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)		8月
7 (削除)			23 臭気強度(TON)		8月
8 トルエン		8月	24 蒸発残留物		8月
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)		8月	25 濁度		8月
10 亜塩素酸			26 pH値		8月
11 (削除)			27 腐食性(ランゲリア指数)		8月
12 二酸化塩素			28 従属栄養細菌		8月
13 ジクロロアセトニトリル		8月	29 1,1-ジクロロエチレン		8月
14 抱水クロラール		8月	30 アルミニウム及びその化合物		8月
15 農薬類(モリネート・シメトリン)		8月	31 ベルフルオロオクタンスルホン酸及びベルフルオロオクタン酸		
16 残留塩素					

指標菌

項 目	原水	浄水
	検査 実施月	検査 実施月
1 大腸菌(E. coli)	5, 8, 11, 3月	
2 嫌気性芽胞菌	5, 8, 11, 3月	

(レベル2)

北郷配水区

(原水：北郷水源 1箇所)

項	目	原水検査	浄水検査	項	目	原水検査	浄水検査
		検査 実施月	検査 実施月			検査 実施月	検査 実施月
1	一般細菌	6月	毎月	27	臭素酸		5, 8, 11, 3月
2	大腸菌	6月	毎月	28	総トリハロメタン		5, 8, 11, 3月
3	カドミウム及びその化合物	6月		29	トリクロロ酢酸		5, 8, 11, 3月
4	水銀及びその化合物	6月		30	ブロモジクロロメタン		5, 8, 11, 3月
5	セレン及びその化合物	6月		31	ブロモホルム		5, 8, 11, 3月
6	鉛及びその化合物	6月		32	ホルムアルデヒド		5, 8, 11, 3月
7	ヒ素及びその化合物	6月		33	亜鉛及びその化合物	6月	
8	六価クロム化合物	6月	5, 8, 11, 3月	34	アルミニウム及びその化合物	6月	
9	亜硝酸態窒素	6月	11月	35	鉄及びその化合物	6月	
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	6月	5, 8, 11, 3月	36	銅及びその化合物	6月	
11	硝酸態窒素及び亜硫酸態窒素	6月	11月	37	ナトリウム及びその化合物	6月	
12	フッ素及びその化合物	6月		38	マンガン及びその化合物	6月	
13	ホウ素及びその化合物	6月		39	塩化物イオン	6月	毎月
14	四塩化炭素	6月		40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	6月	
15	1,4-ジオキサン	6月		41	蒸発残留物	6月	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	6月		42	陰イオン界面活性剤	6月	
17	ジクロロメタン	6月		43	ジエオスミン	6月	
18	テトラクロロエチレン	6月		44	2-メチルイソボルネオール	6月	
19	トリクロロエチレン	6月		45	非イオン界面活性剤	6月	
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸		5, 8, 11, 3月	46	フェノール類	6月	
21	ベンゼン	6月		47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	6月	毎月
22	塩素酸		5, 8, 11, 3月	48	pH値	6月	毎月
23	クロロ酢酸		5, 8, 11, 3月	49	味		毎月
24	クロロホルム		5, 8, 11, 3月	50	臭気	6月	毎月
25	ジクロロ酢酸		5, 8, 11, 3月	51	色度	6月	毎月
26	ジブロモクロロメタン		5, 8, 11, 3月	52	濁度	6月	毎月

水質管理目標

項	目	原水	浄水	項	目	原水	浄水
		検査 実施月	検査 実施月			検査 実施月	検査 実施月
1	アンチモン及びその化合物		8月	17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		8月
2	ウラン及びその化合物		8月	18	マンガン及びその化合物		8月
3	ニッケル及びその化合物		8月	19	遊離炭酸		8月
4	亜硝酸態窒素		8月	20	1,1,1-トリクロロエタン		8月
5	1,2-ジクロロエタン		8月	21	メチル-tert-ブチルエーテル		8月
6	(削除)			22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)		8月
7	(削除)			23	臭気強度(TON)		8月
8	トルエン		8月	24	蒸発残留物		8月
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)		8月	25	濁度		8月
10	亜塩素酸			26	pH値		8月
11	(削除)			27	腐食性(ランゲリア指数)		8月
12	二酸化塩素			28	従属栄養細菌		8月
13	ジクロロアセトニトリル		8月	29	1,1-ジクロロエチレン		8月
14	抱水クロラール		8月	30	アルミニウム及びその化合物		8月
15	農薬類(モリネート・シメトリン)			31	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸		
16	残留塩素						

指標菌・クリプトスポリジウム

項	目	原水	浄水
		検査 実施月	検査 実施月
1	大腸菌(E. coli)	毎月	
2	嫌気性芽胞菌	毎月	
3	クリプトスポリジウム	5, 8, 11, 3月	

(レベル3)

薬師神谷配水区

(原水：薬師神谷水源 1箇所)

項 目	原水検査	浄水検査	項 目	原水検査	浄水検査
	検査 実施月	検査 実施月		検査 実施月	検査 実施月
1 一般細菌	6月	毎月	27 臭素酸		5, 8, 11, 3月
2 大腸菌	6月	毎月	28 総トリハロメタン		5, 8, 11, 3月
3 カドミウム及びその化合物	6月		29 トリクロロ酢酸		5, 8, 11, 3月
4 水銀及びその化合物	6月		30 ブロモジクロロメタン		5, 8, 11, 3月
5 セレン及びその化合物	6月		31 ブロモホルム		5, 8, 11, 3月
6 鉛及びその化合物	6月		32 ホルムアルデヒド		5, 8, 11, 3月
7 ヒ素及びその化合物	6月		33 亜鉛及びその化合物	6月	
8 六価クロム化合物	6月	5, 8, 11, 3月	34 アルミニウム及びその化合物	6月	
9 亜硝酸態窒素	6月	11月	35 鉄及びその化合物	6月	
10 シアン化合物イオン及び塩化シアン	6月	5, 8, 11, 3月	36 銅及びその化合物	6月	
11 硝酸態窒素及び亜硫酸態窒素	6月	11月	37 ナトリウム及びその化合物	6月	
12 フッ素及びその化合物	6月		38 マンガン及びその化合物	6月	
13 ホウ素及びその化合物	6月		39 塩化物イオン	6月	毎月
14 四塩化炭素	6月		40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	6月	
15 1,4-ジオキサン	6月		41 蒸発残留物	6月	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	6月		42 陰イオン界面活性剤	6月	
17 ジクロロメタン	6月		43 ジェオスミン	6月	
18 テトラクロロエチレン	6月		44 2-メチルイソボルネオール	6月	
19 トリクロロエチレン	6月		45 非イオン界面活性剤	6月	
20 ベルフルオロオクタンスルホン酸及びベルフルオロオクタン酸		5, 8, 11, 3月	46 フェノール類	6月	
21 ベンゼン	6月		47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	6月	毎月
22 塩素酸		5, 8, 11, 3月	48 pH値	6月	毎月
23 クロロ酢酸		5, 8, 11, 3月	49 味		毎月
24 クロロホルム		5, 8, 11, 3月	50 臭気	6月	毎月
25 ジクロロ酢酸		5, 8, 11, 3月	51 色度	6月	毎月
26 ジプロモクロロメタン		5, 8, 11, 3月	52 濁度	6月	毎月

水質管理目標

項 目	原水	浄水	項 目	原水	浄水
	検査 実施月	検査 実施月		検査 実施月	検査 実施月
1 アンチモン及びその化合物		8月	17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)		8月
2 ウラン及びその化合物		8月	18 マンガン及びその化合物		8月
3 ニッケル及びその化合物		8月	19 遊離炭酸		8月
4 亜硝酸態窒素		8月	20 1,1,1-トリクロロエタン		8月
5 1,2-ジクロロエタン		8月	21 メチル-t-ブチルエーテル		8月
6 (削除)			22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)		8月
7 (削除)			23 臭気強度(TON)		8月
8 トルエン		8月	24 蒸発残留物		8月
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)		8月	25 濁度		8月
10 亜塩素酸			26 pH値		8月
11 (削除)			27 腐食性(ランゲリア指数)		8月
12 二酸化塩素			28 従属栄養細菌		8月
13 ジクロロアセトニトリル		8月	29 1,1-ジクロロエチレン		8月
14 抱水クロラール		8月	30 アルミニウム及びその化合物		8月
15 農薬類(モリネート・シメトリン)		8月	31 ベルフルオロオクタンスルホン酸及びベルフルオロオクタン酸		
16 残留塩素					

指標菌

項 目	原水	浄水
	検査 実施月	検査 実施月
1 大腸菌(E. coli)	5, 8, 11, 3月	
2 嫌気性芽胞菌	5, 8, 11, 3月	

(レベル2)